

## 社会福祉法人リバティ 指定介護老人福祉施設運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リバティが開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム リバティハウス」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び運営規程にかかわる事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム リバティハウス
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5
- 三 定員 54人(従来型 54人)

### (施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤)

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

- 二 医師 1人(非常勤)

医師は、入居者の健康管理に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

- 三 生活相談員 1人以上(常勤)

生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- 四 看護職員 3人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五 介護職員 18人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六 管理栄養士 1人（常勤）

管理栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上（非常勤・兼務）

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

八 事務職員 2人以上（常勤・兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

九 介護支援専門員 1人以上（常勤・兼務）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難があるものとする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービスに基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
  - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
  - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
  - エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急止むを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を記録しなければならない。
  - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - カ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。
  - キ 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
  - ク 退居にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携

し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後にいたるまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員におこなわせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者との協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対して、その内容について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号の挙げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 (購入費 食材費)

二 理美容代 2,200円

三 その他の日常生活上の便宜にかかわる費用 1日 200円

(歯ブラシ 口腔ケア用スポンジブラシ 歯磨き粉 義歯洗浄剤 おしぼり 義歯安定剤 皮膚  
湿潤の為のハンドクリーム ベビーオイル等 タオル 家族等への電話等による通信費)

四 食費 1日 1,450円 (朝食 410円、昼食 520円、夕食 520円)

五 居住費 多床室 1日 860円

従来型個室 1日 1,180円

六 預金通帳の管理に関わる費用 1ヵ月 1,500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入居者は、次に上げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な支持に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を行なう。主治の医師との連絡方法は、医師の携帯電話へ連絡する。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出、その他必要な訓練等を行なうものとする。

(苦情等への対応)

第11条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告する。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の対応)

第12条 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二 継続研修 年一回以上

2 従業員は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業員が退職した後も、正当な理由無く業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティ理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年1月20日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

## 社会福祉法人リバティ 特別養護老人ホームリバティハウス新館運営規程

### (事業の目的)

第2条 この規程は、社会福祉法人リバティが開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム リバティハウス新館」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び運営規程にかかわる事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム リバティハウス新館
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5
- 三 定員 40人(ユニット型個室 40人(1ユニット 10人) )

### (施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 (常勤・兼務)  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 医師 1人 (非常勤・兼務)  
医師は、入居者の健康管理に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人以上 (常勤)  
生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四 看護職員 2人以上( 常勤・兼務)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

五 介護職員 14人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六 管理栄養士 1人 (常勤・兼務)

管理栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人 以上 (非常勤・兼務)

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

八 事務職員 2人以上 (常勤・兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

九 介護支援専門員 1人以上 (常勤)

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難があるものとする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービスに基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
  - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
  - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
  - エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急止むを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を記録しなければならない。
  - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - カ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。
  - キ 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

ク 退居にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後にいたるまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員におこなわせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者との協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対して、その内容について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号の挙げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用(購入費 食材費)

二 理美容代 2,200円

三 その他の日常生活上の便宜にかかわる費用 1日 200円

(歯ブラシ 口腔ケア用スポンジブラシ 歯磨き粉 義歯洗浄剤 おしぼり 義歯安定剤 皮膚湿潤の為のハンドクリーム ベビーオイル等 タオル 家族等への電話等による通信費)

四 食費 1日 1,450円(朝食 410円、昼食 520円、夕食 520円)

五 居住費 ユニット型個室 1日 2,010円

六 預金通帳の管理に関わる費用 1ヵ月 1,500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者は、次に上げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な支持に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主



治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を行なう。主治の医師との連絡方法は、医師の携帯電話へ連絡する。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出、その他必要な訓練等を行なうものとする。

(苦情等への対応)

第11条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告する。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の対応)

第12条 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二 継続研修 年一回以上

2 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業者が退職した後も、正当な理由無く業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティ理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

## 短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リバティが開設する短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行なう指定短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の福祉サービス及び保健医療サービスを提供するものとの連携につとめるものとする。

(事業所の名称)

第3条 短期入所生活介護事業を行なう事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム リバティハウス
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5
- 三 定員 16人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 (常勤・兼務)  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の一元的に行なう。
- 二 医師 1人 (非常勤)  
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1人 (常勤・兼務)  
生活相談員は利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作

成、関係機関との連絡調整等を行なう。

四 看護職員 1人 (常勤・兼務)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行なう。

五 介護職員 6人以上 (兼務)

介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の介助及び援助を行なう。

六 栄養士 1人 (常勤・兼務)

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行なう。

七 機能訓練指導員 1名 (兼務)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行なう。

八 調理員 1人 (兼務)

調理員は、献立に基づき給食を調理し、配膳を行なう。

九 事務職員 1人 (兼務)

事務職員は、必要な事務を行なう。

(指定短期入所生活介護の内容)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護施設に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 概ね4日間以上にわたり継続して入居する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行なう。
- 四 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- 五 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行なう。
- 六 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができるように体制を整える。

(短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は概ね4日間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後にいたるまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号にあげる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えてから1kmにつき10円

二 食費 一日当たり 1,450円

(朝食 410円 昼食 520円 夕食 520円)

三 理美容代 実費(2,200円)

四 その他日常生活上の便宜にかかわる費用 1日 200円

(歯ブラシ 口腔ケア用スポンジブラシ 歯磨き粉 義歯洗浄剤 おしぼり 義歯安定剤 皮膚湿潤のためのハンドクリーム ベビーオイル等 タオル 家族等への電話等による通信費)

五 滞在費 860円(個室の場合は1,180円)

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域はさいたま市の緑区・南区・浦和区・中央区・桜区・岩槻区・川口市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次にあげる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を守り、規律ある生活をする事。

- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な支持に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を行なうこととする。

(非常災害対策)

第11条 当事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合の手続き)

第12条 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当事業所は、従業員の資質向上を図るための研修を行なうものとする。

- 一 採用時研修を、採用一ヶ月以内に行なう。
- 二 採用後研修を、年一回以上行なう。

## 2 秘密の保持

- 一 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 事業所は従業員が退職した後も、正当な理由無く業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所の見やすいところに運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所も実施地域を勘案し、自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行ない、又は適当な事業者を紹介することとする。

5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行なわれるように必要な援助を行なう。必要に応じて、更新申請も視野

に入れて援助を行なう。

- 6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合は、認定審査会意見に配慮して短期入所生活介護サービスを提供する。
- 7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティの理事長と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から実施する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成21年2月1日から実施する。

附則

この規程は、平成25年1月20日から実施する。

附則

この規程は、平成27年1月15日から実施する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から実施する。

附則

この規程は、平成31年1月1日から実施する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

附則

この規程は、令和3年5月1日から実施する。

附則

この規程は、令和5年8月1日から実施する。

# 介護予防短期入所生活介護事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リバティが開設する介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行なう指定介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態にある高齢者(以下「要支援者」という。)に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び地域包括支援センター、居宅サービス事業者ならびにその他の福祉サービス及び保健医療サービスを提供するものとの連携につとめるものとする。

## (事業所の名称)

第6条 介護予防短期入所生活介護事業を行なう事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム リバティハウス
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5
- 三 定員 16人

## (事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人 (常勤・兼務)  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の一元的に行なう。
- 二 医師 1人 (非常勤)  
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1人 (常勤・兼務)



生活相談員は利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行なう。

四 看護職員 1人 (常勤)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行なう。

五 介護職員 6人以上 (兼務)

介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の介助及び援助を行なう。

六 栄養士 1人 (常勤、兼務)

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行なう。

七 機能訓練指導員 1名 (兼務)

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行なう。

八 調理員 1人 (兼務)

調理員は、献立に基づき給食を調理し、配膳を行なう。

九 事務職員 1人 (兼務)

事務職員は、必要な事務を行なう。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 予防指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、介護予防短期入所生活介護施設に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入居する利用者については、次条第1項に規定する介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行なう。
- 四 介護予防短期入所生活介護従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- 五 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行なう。
- 六 指定介護予防短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要支援者に対しては、必要に応じ、その特性に対応し

たサービスの提供ができるように体制を整える。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後にいたるまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護予防短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、すでに介護予防居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号にあげる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えてから1kmにつき10円

二 食費 一日当たり 1,450円

(朝食 410円 昼食 520円 夕食 520円)

三 理美容代 実費(2,200円)

四 その他日常生活上の便宜にかかわる費用 200円

(歯ブラシ 口腔ケア用スポンジブラシ 歯磨き粉 義歯洗浄剤 おしぼり 義歯安定剤 皮膚  
湿潤の為のハンドクリーム ベビーオイル等 タオル 家族等への電話等による通信費)

五 滞在費 860円(個室の場合は1,180円)

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域はさいたま市の緑区、南区、浦和区、中央区、桜区、岩槻区、川口市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次にあげる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を守り、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な支持に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を行なうこととする。

(非常災害対策)

第11条 当事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合の手続き)

第12条 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当事業所は、従業員の資質向上を図るための研修を行なうものとする。

- 一 採用時研修を、採用一ヶ月以内に行なう。
- 二 採用後研修を、年一回以上行なう。

## 2 秘密の保持

- 一 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

3 事業所の見やすいところに運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所も実施地域を勘案し、自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者に連絡を行ない、又は適当な事業者を紹介することとする。

- 5 要支援認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行なわれるように必要な援助を行なう。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行なう。
- 6 利用者の要支援認定等につき認定審査会意見が付されている場合は、認定審査会意見に配慮して介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。
- 7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティの理事長と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成21年2月1日から実施する。

附則

この規程は、平成25年1月20日から実施する。

附則

この規程は、平成27年1月15日から実施する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から実施する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

附則

この規定は、令和3年5月1日から実施する。

附則

この規定は、令和5年8月1日から実施する。

## リバティハウスデイサービスセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人リバティが開設するリバティハウスデイサービスセンター(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、適正な要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、機能訓練及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 通所介護事業を行なう事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 リバティハウスデイサービスセンター
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5
- 三 事業単位 1単位
- 四 定員 25人

### (事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 生活相談員 2名以上 (常勤・非常勤合わせて2名以上)  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行なう。
- 三 看護職員 3名 (非常勤)  
看護職員は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行なう。
- 四 介護職員 5名以上 (常勤・非常勤合わせて5名以上)

介護職員は利用者の入浴、給食及びレクリエーション等の介助及び援助を行なう。

五 機能訓練指導員 1名以上 (常勤)

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行なう。

六 栄養士 1名 (兼務)

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行なう。

七 調理員 1名 (兼務)

調理員は、献立に基づき給食を調理し、配膳を行なう。

八 運転手 4名 (非常勤)

運転手は利用者の送迎を行なう。

九 事務職員 1名 (兼務)

事務職員は必要な事務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 日曜日から土曜日までとする。(ただし12月29日から1月3日までを除く。)

二 営業時間 午前8時45分から午後4時40分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護の留意点は次のとおりとする。

一 指定通所介護の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行なう。

二 通所介護従事者は、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行なう。

三 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行なう。

四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(サービス内容)

第6条の2 事業所が提供するサービスの内容は次の通りとする。

一 日常生活を営む上で必要な援助

二 機能訓練

- 三 アクティビティ
- 四 食事サービス
- 五 入浴サービス
- 六 口腔機能向上サービス
- 七 その他必要なサービス

(通所介護計画の作成)

第7条 管理者は利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の通所介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- 3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合には、その内容に添って作成するものとする。
- 4 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(指定通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 その他の費用として、次の各号にあげる費用の支払いを受けることができるものとする。
  - 一 次に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう送迎に要する費用  
通常の実施地域を超えてから1kmにつき10円
  - 二 通常の時間を越え通所介護を受ける場合 介護報酬の告示上の額
  - 三 食費 1食当たり 550円
  - 四 おむつ代 実費
  - 五 その他の日常生活上の便宜にかかわる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けずこととする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、さいたま市緑区、浦和区、見沼区及び南区の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供にあたるものは、サービス提供時に病状の急変その他緊急事態

が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修を行なうものとする。

- 一 採用時研修を採用一ヶ月以内に行なう。
- 二 採用後研修を年一回以上行なう。

## 2 秘密の保持

- 一 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 二 従業員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域を勘案し、自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行ない、又は適切な事業者を紹介することとする。

5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行なう。

6 利用者の要介護認定等につき、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。

7 利用者からの相談又は苦情に対する窓口を置き、文書で記録する。

8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティの理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年5月1日から施行する。



この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月6日から施行する。

**リバティハウスデイサービスセンター**  
**介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人リバティが開設するリバティハウスデイサービスセンター(以下「事業所」という。)の従業員が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、適正なさいたま市介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業(以下「第1号通所事業」と言う。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リバティハウスデイサービスセンター
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名以上(常勤・非常勤含めて2名以上)

利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。

- (3) 看護職員 3名(非常勤)

利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護を行う。

- (4) 介護職員 サービス提供時間を通じ5名以上(常勤・非常勤含めて5名以上)

[事業名]リバティハウスデイサービスセンターの提供にあたる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

- (6) 栄養士 1名(兼務)

栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導を行う。

- (7) 調理員 1名 (兼務)

調理員は献立に基づき給食を調理し、配膳を行う。

- (8) 運転手 4名 (非常勤)

運転手は利用者の送迎を行う。

- (9) 事務員 1名 (兼務)

事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後4時45分まで

(事業の単位及び利用定員)

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 単位 1単位
- (2) 利用定員 25人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条 第1号通所事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 送迎

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費 昼食 550円 (おやつ代を含む)
- (2) おむつ代 実費
- (3) 日用品費 50円
- (4) 教養娯楽費 100円
- (5) 個人活動、趣味活動に関わる費用等 実費

(5) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用

通常の実施地域を越えた地点から1kmにつき10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市緑区、浦和区、見沼区及び南区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- (2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- (3) その他管理上必要な事項に協力すること

[※利用者側が留意すべき事項を記載すること]

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後一カ月以内に行う。
- (2) 継続研修 年一回以上行う。

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

5 正当な理由なく、サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域

を勘案し、自ら適切な第1号通所事業を提供することが困難であると認めた場合には、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者に連絡を行ない、又は適切な事業者を紹介することとする。

- 6 利用者の要介護認定等につき、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して第1号通所事業を提供する。
- 7 利用者からの相談又は苦情に対する窓口を置き、文書で記録する。
- 8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティの理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**社会福祉法人リバティ**  
**リバティハウスホームヘルプステーション運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リバティが開設するリバティハウスホームヘルプステーション(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- 一 名称 リバティハウスホームヘルプステーション
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士等 3名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みにかかわる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行なう。
- 三 訪問介護員等 2級修了者 20名以上 (非常勤)  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。
- 四 事務職員 1名 (兼務)  
必要な事務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 7時から20時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。

通常の実施地域を越えてから1kmにつき10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市の緑区、浦和区、南区とする。

(その他の運営についての留意点)

第9条 事業所は従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二 継続研修 年3回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業者が退職した後も、正当な理由無く職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リパティの理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。



**リバティハウスホームヘルプステーション**  
**介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人リバティが開設するリバティハウスホームヘルプステーション(以下「事業所」という。)の訪問介護員が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、適正なさいたま市介護予防・日常生活総合事業第1号訪問事業(以下「第1号通所事業」と言う。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リバティハウスホームヘルプステーション
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士等 3名以上  
第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防訪問介護サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 2級終了者 20名以上 (非常勤)  
第1号訪問事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日(ただし、12月29日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前7時から午後8時まで。
- (3) 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第6条 第1号訪問事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の通りとする。

通常の実施地域を越えた地点から1kmにつき10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族への連絡を行うとともに、管理者に報告する。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後一カ月以内
  - (2) 継続研修 年3回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は[法人名]と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 居宅介護支援事業所運営規程

### 指定居宅介護支援事業所 リバティハウス在宅介護支援センター運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リバティが開設する指定居宅介護支援事業所 リバティハウス在宅介護支援センター(以下「事業所」という。)が行なう居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 リバティハウス在宅介護支援センター
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 介護支援専門員 2名以上 (常勤)  
介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行ない、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように援助を行なう。
- 三 事務職員 1名 (兼務)  
事務職員は必要な事務を行なう。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除

く。

- 二 営業時間 9時から18時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により24時間連絡が可能な体制を取る。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 リバティハウス1階相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 二 課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン MDS-HC
- 三 サービス担当者会議開催場所 リバティハウス1階会議室
- 四 居宅訪問の頻度 必要に応じて月一回程度

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を越えてから1kmにつき10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市の緑区、浦和区、南区とする。

(その他運営についての留意点)

第8条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二 継続研修 年一回以上

2 従業者は職務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業者が退職した後も、正当な理由なく職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人リバティ理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成19年5月15日から実施する。

附則

この規程は、平成20年5月1日から実施する。

附則

この規程は、平成25年1月20日から実施する。

## 指定介護予防支援事業所 緑区北部圏域地域包括支援センターリバティハウス 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人リバティが開設する指定介護予防支援事業所「緑区北部圏域地域包括支援センターリバティハウス」(以下「事業所」という。)が行う介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある高齢者及び特定高齢者(以下「要支援者等」という。)に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 指定介護予防支援事業所 緑区北部圏域地域包括支援センターリバティハウス
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区松木3-29-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 主任介護支援専門員 1名(常勤・兼務)

主任介護支援専門員は地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する包括的・継続的支援を行う。

- 三 保健師(又は地域ケア、地域保健等の経験のある看護師) 1名(常勤)

保健師は、要支援者等に対する介護予防のマネージメントを行う。

- 四 社会福祉士(又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者) 1名(常勤)

社会福祉士は、高齢者の権利擁護に関する相談・情報提供等の支援を行う。

- 五 事務職員 1名(常勤・兼務)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までの全日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9時から18時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間連絡が可能な体制をとる。

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 介護予防支援の提供方法、内容は次の通りとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 リバティハウス相談室
- 二 サービス担当者会議開催場所 リバティハウス相談室を原則とする。
- 三 居宅訪問の頻度 3ヶ月に1回程度。ただし必要に応じて随時訪問する。

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

通常の事業の実施地域を超えてから1kmにつき10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域はさいたま市緑区北部圏域とする。

(その他運営についての留意点)

第8条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備



(3) その他虐待防止のための必要な措置

2 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、さいたま市に通報するものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。